

「国民健康保険における 海外療養費制度」 のお知らせ

国民健康保険の被保険者が海外で
医療を受けたとき保険が
適用されることになりました
(平成13年1月1日の受診分から)

海外渡航中に病気やけがで止むを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、海外療養費支給申請書を提示することにより一部医療費の払い戻しを療養給付費として受けることができます（但し、治療目的の渡航による医療費は給付の対象外となります）。



旅行などで海外へ行く人が増えています。このような状況のなか、国民健康保険（国保）の被保険者のみなさんが、海外渡航中に病気やけがで治療を受けたときについて、平成13年1月1日から保険が適用されることになりました。

海外渡航中に治療を受け、そして帰国後、 医療費の一部について払い戻しを受ける場合の

①受診した海外の医療機関では、一旦、かかった金額の全額を支払います。

海外で

②その医療機関で、治療内容やかかった医療費等の証明書をお願いします。
【「診療内容明細書」、「領収明細書」等の書類】

③帰国後、ご加入の市町村窓口（または国保組合）へ申請します。
【上記の書類と「療養費支給申請書」を提出】

帰国後

④市町村（または国保組合）から保険給付分が払い戻されます。

* 海外療養費を申請する時に、上記の「診療内容明細書」、「領収明細書」が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付することが義務づけられています。

海外療養費は、日本国内での保険医療機関等で
給付される場合を標準として支払われます

海外で支払った医療費は、基本的には、日本国内での保険医療機関等で疾病や事故などで給付される場合を標準として決定した金額（標準額）から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が海外療養費として支払われます。

具体的には、実際に支払った額（実費額）が標準額よりも大きい場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。また実費額が標準額よりも小さいときは、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が払い戻されることとなります。

日本国内で保険適用となっていない医療行為は
給付の対象になりません

日本国内で保険診療の対象となっている医療行為のみが対象であり、世界でもまれな最先端医療、美容整形などの保険診療外の医療は対象外ですので、注意してください。
また、自然分娩も保険医療対象外ですが、出産育児一時金が支払われます。

次の事項には十分ご注意ください。

- 詳細については、市町村の国保の窓口（または国保組合）にお尋ねください。
- 市町村（国保組合）への払い戻し金の請求期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。
- 海外に行く前の予防接種や帰国後の検診は受けるように努めましょ

申請に必要なもの

- ・ マイナンバーカード（または資格確認書）
- ・ 診療内容明細書（歯科の場合は歯科診療内容明細書）
- ・ 領収明細書（外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文が必要）
- ・ 療養期間中に診療機関が所在する国に滞在していたことが分かる書類（パスポート等）
- ・ 調査に関わる同意書（押印不要）
- ・ 振込先の分かるもの
- ・ その他、診療時に受け取った書類一式（領収書等とその翻訳文）